

議案第 2 1 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B 第 5 3 8 号線	59 61	4 00	さいたま市桜区栄和二丁目 5 7 0 番 1 1 地先	さいたま市桜区栄和二丁目 5 7 0 番 1 1 地先	
J 第 4 7 7 号線	61 09	4 50	さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目 2 7 1 番 3 7 地先	さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目 2 7 1 番 5 8 地先	
L 第 1 2 9 7 号線	280 33	16 00 ~ 20 70	さいたま市緑区大字三室字北宿 2 3 9 1 番 1 4 地先	さいたま市緑区大字三室字北宿 2 5 0 1 番 1 地先	
1 2 8 7 6 号線	104 64	4 53 ~ 4 58	さいたま市見沼区春岡一丁目 2 6 番 8 地先	さいたま市見沼区春岡一丁目 2 6 番 2 7 地先	
1 2 8 7 7 号線	46 01	4 01	さいたま市見沼区春岡二丁目 1 2 番 3 5 地先	さいたま市見沼区春岡二丁目 1 2 番 3 地先	
1 2 8 7 8 号線	39 98	4 50	さいたま市見沼区春岡三丁目 4 7 番 4 7 地先	さいたま市見沼区春岡三丁目 4 7 番 5 1 地先	
1 2 8 7 9 号線	42 00	4 49 ~ 4 51	さいたま市見沼区春岡三丁目 5 2 番 9 地先	さいたま市見沼区春岡三丁目 5 2 番 2 5 地先	
2 2 5 5 8 号線	55 70	4 00	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1 5 0 7 番 1 地先	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1 5 0 6 番 6 地先	
2 2 5 5 9 号線	153 60	6 00 ~ 11 09	さいたま市見沼区大字新堤字菱沼 2 7 2 番 3 地先	さいたま市見沼区大字大谷字八石 1 9 5 3 番 1 地先	
5 3 5 7 号線	248 57	1 82	さいたま市岩槻区大字大野島字久保田 1 0 8 4 番地先	さいたま市岩槻区大字長宮字小沼 1 4 6 3 番 1 地先	
5 3 5 8 号線	343 53	1 82 ~ 3 28	さいたま市岩槻区大字長宮字下谷中 1 1 8 2 番 1 地先	さいたま市岩槻区大字長宮字下谷中 1 2 0 7 番 1 地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
6 6 6 6 号線	392 40	14 00 ～ 17 00	さいたま市緑区大字 高畑字新田耕地80 番1地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字道内 474番地先	
6 6 6 7 号線	145 35	9 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 217番1地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 251番地先	